

(仮称) 自転車安全利用条例に関する懇話会について

1 概要

県では、自転車の安全利用の促進のため、(仮称) 自転車安全利用条例の制定に向けた検討を行うことといたしました。本懇話会は、条例案の策定に必要な事項について、有識者や関係団体の皆様の御意見を伺うものです。

2 ご意見を伺う内容

- (1) 自転車事故を発生させないための方策
 - ・県、県民、自転車利用者などが果たすべき責務や役割について
 - ・交通ルールの遵守やマナーの向上について
- (2) 自転車事故を重大化させないための方策
 - ・乗車用ヘルメットの着用等について
- (3) 自転車事故の被害者を救済するための方策
 - ・自転車損害賠償保険への加入について
- (4) その他、自転車の安全利用を促進するための方策

3 スケジュール (予定)

令和元年 1 月 1 4 日	第 1 回懇話会 ◇ 懇話会について ◇ 条例の必要性について ◇ 条例の論点について
令和元年 1 2 月下旬	第 2 回懇話会 ◇ 条例素案について
令和 2 年 2 月上旬～3 月上旬	パブリックコメント (県民の意見を確認) ◇ 条例中間案について
令和 2 年 3 月中旬～下旬	第 3 回懇話会 ◇ パブリックコメントの内容等について ◇ 条例案について